賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者（以下「お客様」といいます。）と締結する賃貸借保証委託契約（以下「本契約」といいます。）の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ずご一読くださいますようお願いいたします。なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

1 保証会社の商号、本社所在地及び連絡先、問い合わせ窓口

商号又は名称	全保連株式会社　登録番号　国土交通大臣(2)第 16 号　2017 年 12 月 21 日登録
本社所在地及び連絡先	【東京本社】東京都新宿区西新宿　1-24-1　　TEL：03-6327-5840 【沖縄本社】沖縄県那覇市字天久　905 番地　　TEL：098-866-4901
問い合わせ窓口	沖縄県那覇市字天久 905 番地　お客様相談室　TEL：0570-01-1083 受付時間：土・日・祝日・当社休業日を除く　9：00 ～ 18：00

2 保証委託料、保証の範囲及び保証限度額

保証委託料	ご契約のプランに従って、以下の初回保証委託料及び継続保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。 ※継続保証委託料は本契約書条項に記載された支払い期日までにお支払いいただきます。 ※ご契約後、保証会社が受領した初回保証委託料及び継続保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。
保証の範囲	保証対象物件の賃貸借契約（以下「原契約」といいます。）における家賃（賃料）、共益費 / 管理費、駐車場料金、水道料 / 町 (区) 費、退去時の精算金など、本契約書別表記載の内容となります。
保証限度額	ご契約のプランに従って、以下の保証限度額を上限として保証いたします。

3 保証プラン、保証限度額、保証委託料、口座振替サービス利用料

保証物件の用途	保証プラン	初回保証委託料	継続保証委託料	保証限度額	口座振替サービス利用料
住居	毎年プラン	月額賃料の60% （下限：20,000円）	13,000円/年	月額賃料の24ヶ月分	440円（内消費税等40円）

・保証限度額及び保証委託料の算出基準は月額賃料とし、月額賃料とは本契約締結時の月額賃料を示します。
・口座振替サービスを利用する場合、上記記載の口座振替サービス利用料を毎月の賃料等とあわせて自動引き落としもしくは保証会社が指定する方法でお支払いいただきます。なお、口座振替サービス利用料は自動引き落としの開始前により保証会社が指定する方法でお支払いいただく場合や自動引き落としが不能となった場合も発生します。

口座振替サービス振替日
毎月 27日

4 特約条項

特約条項の定めはありません。

※特約欄にあらかじめ印字されていない場合、又は手書きで文言を記載した場合、契約は有効に成立しないものとします

5 保証期間及び中途解約

保証期間	本契約書の保証開始日から退去明渡日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合には、更新期間についても本契約に基づき保証いたします。また、原契約が借地借家法に規定する定期建物賃貸借である場合（期間満了後の再契約を含みます。）についても本契約に基づきお客様の退去明渡日まで保証いたします。
中途解約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。但し、お客様が本契約の解約を賃貸人等に申し入れ、賃貸人が保証会社所定の書面にて承諾した場合は、保証会社はその申し入れに応じて保証を終了します。

6 求償債務等の履行及び保証事務手数料

求償債務等の履行	賃貸人からの請求に基づき保証会社は、以下の代位弁済により発生した求償権を、お客様へ行使させていただきます。 ①全保連口座振替サービスを利用しない場合 お客様が、原契約の賃料支払約定日を過ぎても賃料等をご入金なされない場合、賃貸人からの請求に基づき保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を代位弁済いたします。 ②全保連口座振替サービスを利用する場合 お客様が、保証会社と賃貸人の間で別途定める毎月の約定期日までに保証会社が指定する方法でのお支払いもしくは約定期日前営業日までに預貯金口座にご入金がない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を代位弁済いたします。
保証事務手数料	お客様は以下の場合、保証会社に対し、保証事務手数料として、1 回につき 2,970 円（内消費税等 270 円）をお支払いいただきます。 ①毎月の賃料等に相当する金額を振替日に全保連口座振替サービスによる振替ができなかった場合（但し、全保連口座振替サービス利用開始前又は利用停止期間中は、振替日までにお客様からのお支払いがなかった場合） ②賃貸人等からの請求に基づき賃料等を代位弁済した場合 ③保証会社が、原契約の更新料、退去時の精算金、委託支払金を賃貸人等へ代位弁済した場合